

①アウトリーチ・居場所づくり事業

<事業内容>

性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性への支援を実施する。

必須	①夜間見回り等	深夜の繁華街等を巡回しての声掛け、相談支援や、ICTを活用したアウトリーチなどを実施する。
	②相談及び面談	相談窓口を設置し、電話やメール、SNS等による相談や面談を実施する。
	③連携会議への参画	愛知県主催の会議(月1回程度、集合もしくはオンライン)に参加する。
任意	④居場所の提供	必要とする女性に一時的な居場所を提供し、食事提供などの日常生活上の支援や、悩みに対する相談支援を実施する。
	⑤自立支援	一定期間、継続的な支援が必要と判断される女性等について、自立支援計画(様式第1)を作成し、関係機関への同行支援や連絡調整、その他必要な支援を実施する。

* 支援の実施状況は、日報(様式第2)により記録

<対象団体>

年間を通じて、アウトリーチ・居場所づくり事業を実施する非営利法人
(社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人等)

※法人格を有しない団体であっても、次に掲げる要件をすべて満たし、知事が適当と認める場合は協議可能

- ① 前年度末の時点で3年以上継続して運営されている団体であること。
- ② 会計帳簿が適切に作成・保存されていること。
- ③ 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

<留意事項>

- 居場所の提供は一時的な保護(1日から2日程度)を原則とするが、利用者の状況等によりやむを得ず長期化する場合は、愛知県女性相談支援センターに相談の上、引き続き居場所での支援を実施できる。
- 居場所の提供にあたり、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。
ただし、親権者に連絡することで危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等と連携・協議の上、安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施する。

②民間シェルター入所者等自立支援推進事業

<事業内容>

シェルター等施設に入所している(もしくはしていた)DV被害者等(家庭関係の破綻や生活困窮、ストーカー被害者等を含む)に対し、退所後も支援の切れ目が生じないよう、自立に向けた総合的かつ中長期的な支援を実施する。

(取組例) ○自立に向けた支援の実施

- ・対象者の状況に応じた効果的な心身回復及び自立支援プログラムの導入
- ・地域で自立に向けた生活再建を図るステップハウスでの支援
- ・退所後に生活上の各種相談や心理的な安定を確保するための居場所・交流会等の運営 等

○退所後の継続的なアウトリーチ支援の実施

- ・退所後に必要な各種相談・手続に係る行政機関等の関係機関への同行支援
- ・家庭訪問による家族への一体的な相談支援 等

* 支援の実施状況は、日報(様式第2)により記録

<留意事項>

※過去に実施していない取組(新規事業)であること。ただし、既存の取組であっても、全国的に見て特に先進的な取組の充実を図るものであれば対象とすることがある。

※既存の取組の単純な拡充を内容とするものではないこと。なお、先進的な新規事業の実施に伴い、一体的に実施する必要がある追加的な部分については一定の範囲内で対象とすることができる。

※他の補助金を受けて実施することが可能な既存の事業内容ではないこと。

<対象団体>

非営利法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人等)

※法人格を有しない団体であっても、次に掲げる要件をすべて満たし、知事が適当と認める場合は協議可能

- ① 前年度末の時点で3年以上継続して運営されている団体であること。
- ② 団体責任者、プログラム責任者、会計責任者などの執行部・責任者の体制が明確であり、会計帳簿が適切に作成・保存されていること。
- ③ 県内に事務所(活動拠点を含む。)又はシェルター施設(DV被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場(部屋)を有する施設又はDV被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設(ステップハウス)を有し、その存在を、本県が確認できていること。
- ④ 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。
- ⑤ 過去3年間で国、地方公共団体、独立行政法人から加害者プログラムや保護の委託等を受けて適切に完遂した実績があること。

共通事項

<基準額・補助率等>

1事業あたり上限額 100万円（補助率10/10） ※全額概算払にて支払い

<対象経費>

報酬、給与、賃金	補助対象事業にかかる人件費
謝金	被害者等が参加する研修や交流会等の講師への謝金等
旅費	アウトリーチ支援や同行支援や訪問支援、関係機関との調整、その他事業実施に必要な活動旅費や、上記研修等講師に支払う旅費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料代、食糧費等
役務費	郵便料金等
委託料	本事業の一部を委託して実施する場合の経費
使用料及び賃借料	会場使用料、物品リース料、居場所づくりのための建物賃借料等（ただし、シェルターやステップハウスの賃料を除く。）
備品購入費	当事業に必要な備品の購入にかかる費用（ただし、単価30万円以上の物品については、原則として賃借料（リース代）のみ対象）

<事業の選定>

団体からの協議（事業実施計画書等）を受け、県が設置する審査委員会において事業を選定する。

<スケジュール(予定)>

9月25日～10月18日	補助対象団体の募集
10月下旬～11月上旬	審査結果の通知、交付申請
11月中旬	交付決定
12月頃	補助金の支払（概算払）
～3月	事業完了
4月10日	事業実績報告の締切
5月	額の確定（残額が生じた場合は返還）